

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
$\frac{+}{\text{⑤}}$	$\frac{+}{\text{③}}$ ✓	✓ $\frac{+}{\text{④}}$	$\frac{+}{\text{①}}$		
		✓ $\frac{+}{\text{⑦}}$	$\frac{+}{\text{⑦}}$		⑨

令和5 年分
開催分)

(開催分)

1 政治団体の名称 淳心会

2 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷砂土原町2-1-3-403

3 代 表 者 の 氏 名	宇都宮方	
	(姓)	(名)
	宇都宮	崇人

	(姓)	(名)
4 会計責任者の氏名	本田	正美

事務担当者の氏名
(姓) (名)
八代田 京子

(電話) 03-3508-7621

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☐ 有

☒ 無

公 職 の 種 類

(現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☒	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名	(姓) 小川 淳也 (名)
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
公職の候補者 の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者 の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合 2 つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合 2 つめ以降の期間)	



0021

10 2370

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	9,401,587
(前年からの繰越額)	6,393,536
(本年の収入額)	3,008,051
支 出 総 額	60,192
翌年への繰越額	9,341,395

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,008,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,008,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,008,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	51	
	合 計	51	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	宇都宮崇人	4,000	R5/1/10	港区芝2-8-1-702	会社役員	
2	宇都宮崇人	4,000	R5/2/7	港区芝2-8-1-702	会社役員	
3	宇都宮崇人	4,000	R5/3/8	港区芝2-8-1-702	会社役員	
4	宇都宮崇人	4,000	R5/4/5	港区芝2-8-1-702	会社役員	
5	宇都宮崇人	4,000	R5/5/11	港区芝2-8-1-702	会社役員	
6	宇都宮崇人	4,000	R5/6/7	港区芝2-8-1-702	会社役員	
7	宇都宮崇人	4,000	R5/7/6	港区芝2-8-1-702	会社役員	
8	宇都宮崇人	4,000	R5/8/7	港区芝2-8-1-702	会社役員	
9	宇都宮崇人	4,000	R5/9/6	港区芝2-8-1-702	会社役員	
10	宇都宮崇人	4,000	R5/10/6	港区芝2-8-1-702	会社役員	
11	宇都宮崇人	4,000	R5/11/8	港区芝2-8-1-702	会社役員	
12	宇都宮崇人	4,000	R5/12/6	港区芝2-8-1-702	会社役員	
13	宇都宮崇人	1,400,000	R5/12/6	港区芝2-8-1-702	会社役員	
14	(小計)	1,448,000				
15	城間波留人	4,000	R5/1/10	港区三田4-18-20-801	会社社長	
16	城間波留人	4,000	R5/2/7	港区三田4-18-20-801	会社社長	
17	城間波留人	4,000	R5/3/8	港区三田4-18-20-801	会社社長	
18	城間波留人	4,000	R5/4/5	港区三田4-18-20-801	会社社長	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
19	城間波留人	4,000	R5/5/11	港区三田4-18-20-801	会社社長	
20	城間波留人	4,000	R5/6/7	港区三田4-18-20-801	会社社長	
21	城間波留人	4,000	R5/7/6	港区三田4-18-20-801	会社社長	
22	城間波留人	4,000	R5/8/7	港区三田4-18-20-801	会社社長	
23	城間波留人	4,000	R5/9/6	港区三田4-18-20-801	会社社長	
24	城間波留人	4,000	R5/10/6	港区三田4-18-20-801	会社社長	
25	城間波留人	4,000	R5/11/8	港区三田4-18-20-801	会社社長	
26	城間波留人	4,000	R5/12/6	港区三田4-18-20-801	会社社長	
27	(小計)	48,000				
28	柿田徳宏	4,000	R5/1/10	文京区千石3-12-15	弁護士	
29	柿田徳宏	4,000	R5/2/7	文京区千石3-12-15	弁護士	
30	柿田徳宏	4,000	R5/3/8	文京区千石3-12-15	弁護士	
31	柿田徳宏	4,000	R5/4/5	文京区千石3-12-15	弁護士	
32	柿田徳宏	4,000	R5/5/11	文京区千石3-12-15	弁護士	
33	柿田徳宏	4,000	R5/6/7	文京区千石3-12-15	弁護士	
34	柿田徳宏	4,000	R5/7/6	文京区千石3-12-15	弁護士	
35	柿田徳宏	4,000	R5/8/7	文京区千石3-12-15	弁護士	
36	柿田徳宏	4,000	R5/9/6	文京区千石3-12-15	弁護士	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
37	柿田徳宏	4,000	R5/10/6	文京区千石3-12-15	弁護士	
38	柿田徳宏	4,000	R5/11/8	文京区千石3-12-15	弁護士	
39	柿田徳宏	4,000	R5/12/6	文京区千石3-12-15	弁護士	
40	(小計)	48,000				
41	矢下恭子	4,000	R5/2/7	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
42	矢下恭子	4,000	R5/6/7	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
43	矢下恭子	4,000	R5/7/6	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
44	矢下恭子	4,000	R5/8/7	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
45	矢下恭子	4,000	R5/9/6	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
46	矢下恭子	4,000	R5/10/6	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
47	矢下恭子	4,000	R5/11/8	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
48	矢下恭子	4,000	R5/12/6	大田区新蒲田2-8-2-701	無職	
49	(小計)	32,000				
50	塚本俊介	4,000	R5/1/10	杉並区久我山5-14-14	会社員	
51	塚本俊介	4,000	R5/2/7	杉並区久我山5-14-14	会社員	
52	塚本俊介	4,000	R5/3/8	杉並区久我山5-14-14	会社員	
53	塚本俊介	4,000	R5/4/5	杉並区久我山5-14-14	会社員	
54	塚本俊介	4,000	R5/5/11	杉並区久我山5-14-14	会社員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
55	塚本俊介	4,000	R5/6/7	杉並区久我山5-14-14	会社員	
56	塚本俊介	4,000	R5/7/6	杉並区久我山5-14-14	会社員	
57	塚本俊介	4,000	R5/8/7	杉並区久我山5-14-14	会社員	
58	塚本俊介	4,000	R5/9/6	杉並区久我山5-14-14	会社員	
59	塚本俊介	4,000	R5/10/6	杉並区久我山5-14-14	会社員	
60	塚本俊介	4,000	R5/11/8	杉並区久我山5-14-14	会社員	
61	塚本俊介	4,000	R5/12/6	杉並区久我山5-14-14	会社員	
62	(小計)	48,000				
63	水野晋之介	4,000	R5/1/10	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
64	水野晋之介	4,000	R5/2/7	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
65	水野晋之介	4,000	R5/3/8	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
66	水野晋之介	4,000	R5/4/5	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
67	水野晋之介	4,000	R5/5/11	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
68	水野晋之介	4,000	R5/6/7	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
69	水野晋之介	4,000	R5/7/6	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
70	水野晋之介	4,000	R5/8/7	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
71	水野晋之介	4,000	R5/9/6	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
72	水野晋之介	4,000	R5/10/6	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
73	水野晋之介	4,000	R5/11/8	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
74	水野晋之介	4,000	R5/12/6	世田谷区三軒茶屋2-13-20-404	会社員	
75	(小計)	48,000				
76	田村剛史	4,000	R5/1/10	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
77	田村剛史	4,000	R5/2/7	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
78	田村剛史	4,000	R5/3/8	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
79	田村剛史	4,000	R5/4/5	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
80	田村剛史	4,000	R5/5/11	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
81	田村剛史	4,000	R5/6/7	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
82	田村剛史	4,000	R5/7/6	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
83	田村剛史	4,000	R5/8/7	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
84	田村剛史	4,000	R5/9/6	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
85	田村剛史	4,000	R5/10/6	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
86	田村剛史	4,000	R5/11/8	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
87	田村剛史	4,000	R5/12/6	東京都港区高輪4-21-14	会社員	
88	(小計)	48,000				
89	鯉川宏樹	4,000	R5/1/10	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
90	鯉川宏樹	4,000	R5/2/7	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
91	鮎川宏樹	4, 000	R5/3/8	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
92	鮎川宏樹	4, 000	R5/4/5	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
93	鮎川宏樹	4, 000	R5/5/11	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
94	鮎川宏樹	4, 000	R5/6/7	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
95	鮎川宏樹	4, 000	R5/7/6	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
96	鮎川宏樹	4, 000	R5/8/7	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
97	鮎川宏樹	4, 000	R5/9/6	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
98	鮎川宏樹	4, 000	R5/10/6	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
99	鮎川宏樹	4, 000	R5/11/8	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
100	鮎川宏樹	4, 000	R5/12/6	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
101	鮎川宏樹	1, 000, 000	R5/12/26	島根県出雲市今市町南本町37-21	会社社長	
102	(小計)	1, 048, 000				
103	三谷淳	4, 000	R5/1/10	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
104	三谷淳	4, 000	R5/2/7	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
105	三谷淳	4, 000	R5/3/8	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
106	三谷淳	4, 000	R5/4/5	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
107	三谷淳	4, 000	R5/5/11	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
108	三谷淳	4, 000	R5/6/7	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
109	三谷 淳	4,000	R5/7/6	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
110	三谷 淳	4,000	R5/8/7	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
111	三谷 淳	4,000	R5/9/6	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
112	三谷 淳	4,000	R5/10/6	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
113	三谷 淳	4,000	R5/11/8	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
114	三谷 淳	4,000	R5/12/6	横浜市西区北幸1-11-15横浜 S T ビル7F	弁護士	
115	(小計)	48,000				
116	二子石 寛	4,000	R5/1/10	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
117	二子石 寛	4,000	R5/2/7	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
118	二子石 寛	4,000	R5/3/8	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
119	二子石 寛	4,000	R5/4/5	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
120	二子石 寛	4,000	R5/5/11	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
121	二子石 寛	4,000	R5/6/7	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
122	二子石 寛	4,000	R5/7/6	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
123	二子石 寛	4,000	R5/8/7	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
124	二子石 寛	4,000	R5/9/6	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
125	二子石 寛	4,000	R5/10/6	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
126	二子石 寛	4,000	R5/11/8	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
127	二子石寛	4, 000	R5/12/6	新宿区市谷砂土原町2-1-1-402	会社員	
128	(小計)	48, 000				
129						
そ の 他 の 寄 附		144, 000				
合 計		3, 008, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	60,192	0	
小 計	60,192	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	60,192		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	60,192				
	合 計	60,192				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 1月 9日

政治団体の名称

淳心会

会計責任者の氏名

本田

正美



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和6年1月4日

淳 心 会

代表 宇都宮 崇人 殿

登録政治資金監査人

永 村 幸 博



登 録 番 号 第 334 号

研修修了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、淳心会の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、淳心会の主たる事務所においては、事務用設備が十分でない為、香川県高松市三名町 569-3 の事務所で行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていった。

なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が必要とする支出はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出目の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
また振込明細書に係る支出明細書は存在しなかった。

3 業務制限

淳心会と私の間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、淳心会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以 上